

別表第2（第6条関係）

区 分	農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 承 認 申 請 書 添 付 書 類
共 通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）別紙1の(1)又は(2)（写）（同計画書に添付された書類を含む）（*県要綱第7の1の(1)の②に該当する場合は添付不要）</li> <li>2 借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書（農業信用基金協会による債務保証の希望がある場合）（「基本要綱」参考様式3又は4又は参考様式3及び4を参考にして融資機関が定める様式）（写）</li> <li>3 対象となる家畜を飼養する事業を営む者である場合……飼養衛生管理基準遵守状況確認書（写）*対象となる家畜：豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</li> <li>4 最近3カ年の決算書類（個人の場合：確定申告書等、法人の場合：貸借対照表、同付属明細書、損益計算書等）（写）</li> <li>5 借入状況一覧表（今回の借入と既存の借入状況がわかるもの）</li> <li>6 認定農業者等の場合……農業経営改善計画認定書等（写）</li> <li>7 補助残融資に係るもの……補助事業計画書（写）</li> <li>8 利子助成・保証料助成を受ける場合……要件確認表等所定の様式（写）（*認定農業者等は添付不要）</li> <li>9 農機具等の場合……見積書（カタログを含む）（写）</li> <li>10 施 設 の 場 合……設計書（図面を含む）及び見積書（写）</li> <li>11 事業を行う際に行政庁の許認可が必要な場合……許認可証（写）</li> <li>12 果樹等の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）</li> <li>13 家 畜 の 場 合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）</li> <li>14 長期運転資金の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）</li> <li>15 特定の農家住宅の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域のいずれかの地域内において農業の経営を行うものであることを証する当該市町村長の証明書</li> <li>(2) 農業生産に伴って生ずる公害防止のために移転するとき……当該市町村長の証明</li> <li>(3) 土地改良法に規定する事業の実施に伴い移転するとき <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 事業認可書の（写）または確定通知書の（写）</li> <li>イ 事業主体の証明</li> <li>ウ 移転する農業者に補償費等が支払われる場合は補償契約書の（写）及び補償額を記載した事業主体の証明</li> </ol> </li> <li>(4) 農業後継者の婚姻のための住宅 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立前……農業後継者調書（第11号様式）</li> <li>イ 婚姻関係の成立後 <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 婚姻届出済の場合……戸籍抄本（写）</li> <li>(イ) 婚姻届未済の場合……事実関係を証する書面</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>16 その他必要な書類</li> </ol>
法 団 人 体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の登記簿謄本</li> <li>2 定款（総合農協を除く）（写）</li> <li>3 総会議事録（事業の承認状況）及び理事会等議事録（写）</li> <li>4 業務方法書、規約又はこれに準ずるもの（必要に応じ添付のこと）（写）</li> <li>5 融資事業計画書……事業の内容、資金調達方法、年間収支計画等（5年程度）（共同利用の場合のみ添付）</li> </ol>

※設計書、見積書及び各種証明書等については、原則として有効期限内又は作成から3ヶ月以内を有効とする。

※定款、議事録等については、原本証明の記載をおこなったものを添付する。